

枚方市条例第 15 号

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例

枚方市立図書館条例（昭和48年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会規則」の次に「（使用料に関する事項については、市規則）」を加え、同条を第7条とする。

第5条第1項中「次に掲げる図書館」を「図書館（枚方市立中央図書館を除く。）」に改め、「（昭和22年法律第67号）」を削り、同項各号を削り、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（目的外使用許可を受けて使用する場合の使用料）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による枚方市教育委員会の許可を受けて枚方市立香里ヶ丘図書館の多目的室（次項において「多目的室」という。）を使用する場合の使用料（以下「使用料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、前項の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市規則で定めるときは、多目的室の使用の開始までに納付することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、市規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、市規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

1 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後 A	午後 B	夜間
多目的室 1	600円	600円	600円	600円
多目的室 2	1,200円 (600円)	1,200円 (600円)	1,200円 (600円)	1,200円 (600円)

備考

- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 午前は3時間、午後A、午後B及び夜間は2時間45分当たりの額とする。
- （ ）内の額は、施設を分割して使用した場合の額とする。
- 市内に、在住し、在職し、若しくは在学する者又は所在する団体（主に市民以外の者で構成する団体を除く。）以外のものが使用する場合における使用料は、この表に定める額の10割増しの額とする。

2 日曜日及び休日の使用

施設名	金額		
	午前	午後 A	午後 B
多目的室 1	500円	500円	500円
多目的室 2	1,000円 (500円)	1,000円 (500円)	1,000円 (500円)

備考

- 1 午前、午後 A 及び午後 B は、2 時間 30 分当たりの額とする。
- 2 1 の表備考 1、備考 3 及び備考 4 の規定は、この表について適用する。

附 則 [令和元年 6 月 28 日公布]

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。